

神戶博士
還曆祝賀

記念論文集

京都帝國大學經濟學會

昭和十二年五月一日發行

經濟論叢

第四十四卷 第五號

(通卷第二百六十三號。禁轉載)

奉呈

神戶正雄先生

執筆者一同

目次

滿洲移民の特異性と掃匪問題	法學博士	山本美越乃	一
農家の負債と負擔能力	法學博士	河田 嗣郎	〇
現代社會學に於けるパレット社會學の地位	文學博士	米田庄太郎	三
幕末の商稅論	經濟學博士	本庄榮治郎	五
實際政策と政策原則	經濟學博士	作田 莊一	六
『維新の詔』に於ける變革の國是	經濟學博士	石川 興二	九
シュレーデルの王室金庫論	經濟學士	小山田小七	九
アダム・スミスに於ける自由主義社會の理念的構造に就いて	經濟學士	中川與之助	二三
工場内勞働者教育事業の目的	經濟學士	大塚 一朗	二五
アフタリヨンの貨幣心理說に就いて	經濟學士	松岡 孝兒	二六
明治初年の官營産業に就いて	經濟學士	堀江 保藏	二六
財政學の基本問題	經濟學士	大谷 政敬	二八
取引所實物化論と短期清算取引の應用に就いて	經濟學士	今西庄次郎	三〇
貨幣の中立性に關する一考察	經濟學士	中 谷 實	三八
リストの國民生産力說	經濟學士	白杉庄一郎	三四
財政學と經濟政策論との交流	經濟學士	島 恭彦	三五

生産の構造と貿易	……………	經濟學士	松 井	清	三六九
租税の農業に及ぼす影響	……………	經濟學士	山岡	亮一	二八六
再保険と共同保険との接近	……………	經濟學士	佐波	宣平	三〇三
耕地管理組合に就いて	……………	經濟學博士	八木	芳之助	三二五
熊澤蕃山研究序説	……………	經濟學博士	黒 正	巖	三三六
水産經濟學と其の課題	……………	經濟學博士	蜷川	虎三	三五二
輸入制限と國內物價との關係	……………	經濟學博士	谷口	吉彦	三六三
昭和の税制改革	……………	經濟學博士	汐見	三郎	三六五
自然利子論	……………	文學博士	高田	保馬	四〇七
財政學者の鐵道經濟に關する研究論著に就いて	……………	商 學 士	武藤	長藏	四一四
現段階に於ける租税體系	……………	經濟學博士	土方	成美	四二七
支那南北辨	……………	法學博士	財部	靜治	四九七
赤字公債の消化	……………	經濟學博士	小島	昌太郎	五二二

現段階に於ける租税體系

土方 成美

一 現段階に於ける租税體系

一、生産力の増大、貯蓄の奨励が必要であり、然も人心ややもすれば享樂投機に傾かんとする我經濟の現段階に於ては一般に次の様に租税體系を定めることが出来れば大體理論に叶つた租税體系とならう。先づ所得税を出来る限り國稅體系の中樞たらしめるとして、所得税に就て所得を獲得所得と消費所得とに分つて課税するを適當とする。蓋し今日の經濟機構の下に於て、營利乃至生産は企業單位に個人と離れて物的に營まれて居り、消費は家族中心に營まれてゐる。従つて、所得についても、獲得に着目する場合には、或程度まで物的課税を行ふのは寔に止むを得ないところである。之を人的に課税せんとしても、忽ち法人課税等に於て實行不能に陥るのである。かくの如く、獲得所得と、消費所得とを區別せず、一律に課税せんとする所に現租税體系の混亂があるわけである。而して前者を(一)内國より得る所得と、(二)外國より得る所得、之を更に、例へば(イ)資産所得、(ロ)勤勞所得、(ハ)混合所得、(イ)を(A)不動産所得(B)と動産所得、(A)を(a)農地所得と(b)市街地所得(家屋を含む)、(B)を(a)可見動産所得と(b)不可見動産所得、(ロ)を(A)被傭所得と(B)職業所得、(ハ)を(A)資産を主とする營業所得と(B)

勤勞を主とする營業所得と云ふ様に、獲得所得の性質に従つて區別し、所得源泉の維持と所得獲得の爲に要する資産及び勤勞の程度に従つて夫々異なる取扱をもつて所得を出来る限り其の源泉に於て課税する。イギリスは所得税に於て源泉主義を尤も徹底した國で、「コルウイン報告」の議會提出と同時に一九二七年組織された所得税整理委員會に依つて各種源泉所得税の整理減廢の基礎調査が進められたが、それでも此の委員會の作製した所得法典草案 (Cmd. 5132, London 1936) に依れば、所得税スケヂュールは、A乃至Oと一五の多きに迫んでゐる。現行の所得税に於てもA乃至Eの五のスケヂュールに分たれ、所得税の七〇%は源泉課税によつて徴收せられてゐる。

元來今日までの理論に於て、或人の受くる所得は出来る限り、之を一括して綜合累進税を課するのが理想とせられて來た。然るに現在の經濟組織はかゝる綜合を不可能(法人の留保所得)乃至甚だしく困難ならしめる場合、無記名社債券、銀行預金の利子等が極めて多いのみではなく、所得は其源泉、支途を異にするに従つて異なる取扱をなすを正當とする理由も充分に存在して居る。

所得の源泉の差によつて、課税上の取扱を異にすることは、現に勤勞所得に對する控除査定等に於て既に之を實行して居る點である。其他所得の種類によつて脱税の難易に著しい差異がある。之等を一律無差別的に扱ふことの不公平なる事は自ら明かなる所である。更に所得が衣食住其他の生活費に消費せられるか、それとも貯蓄乃至投資せられるかによつて課税上の待遇を異にするのが合理的であつて、之を無差別に綜合課税する事は寧ろ不合理であると云はなければならぬ。

しかし、かくの如き源泉課税論に對しては、大所得にも、小所得にも原則として一樣に比例税率をもつて臨まなければならぬ點から、其不當を云ふ人が多いであらう。しかし、今日まで廣く行はれてゐる累進税の根據論なるものは、均等犠牲説にしても、最少犠牲説にしても、所得中消費せられる部分に付ての立論であつて、貯蓄乃至投資せられる部分に付ては累進税の根據論は無いか、ありとしても其論據は極めて薄弱である。

貯蓄乃至投資せられる部分の所得についても、累進税が正しいと云はんがためには、それは所得の可及的平等を實現するのが理想であると云ふ議論の外にはないやうである。今所得の平等なる分配（消費の平等とは同一ではない）が理想であるか否かは水掛論である。恐らく多數の人々は感情的に所得の平等なる分配に左袒するであらう。しかし現在の經濟機構の下に於ては、若し此議論を徹底せんとせば、大資本は出来る限り小資本に分解するのが理想であり、小規模經營は大規模經營に優ると云ふ議論となり、合理化の傾向に反對せざるを得ない事になる。勿論獨占の弊等は極力排除しなければならないのは云ふまでもないけれども、投資乃至貯蓄せられる所得についても其分配の平等が理想であるとするのは今日の經濟機構とは相容れない議論である。

社會政策的見地から見ても、富者が必要以上の享樂的消費に支出する所得部分に對して累進的に重税を課することは、或程度まで社會政策的目的に副ふであらう。しかし、貯蓄乃至投資に充當せられる所得に向つて重税を課する結果は、時として生産資本を枯渇せしめて、かへつて労働者の失業、物價の騰貴等を將來して、かへつて社會政策的目的に反する事もある。小所得者としては、租税を輕課されることが望ましいには相違ないけれども、それにも増して嫌惡するのは收入源泉の杜絶であり、生活費の昂騰である。もとより富者の享樂的消費に重

課する場合に於ても、時として富者の奢侈を抑制して、奢侈品製造業に従事する人々の失業を導く虞なしとなす。しかし全體の生産中、奢侈品生産の占める割合は比較的僅少であるから、之によつて労働者の受くる打撃は比較的僅少であらう。

又、現在の急激なる物價騰貴、軍事費の膨脹を前にして、生産力擴充の急務であることは云ふを俟たぬであらう。綜合課税は利廻り採算を不確定にして、殊に公債等に就てのみ源泉課税が容認せられる如き場合に於ては、株式社債への投資を躊躇せしめて企業擴張生産力擴充への桎梏となる事を考慮しなければならぬ。

更に、獲得所得に對する累進税が轉嫁を惹起せずして、納税者の負擔に歸するならば自ら別論であるが、現經濟機構の下に於ける利廻り平準作用は此結果を阻止する。即ちたとへ大所得と雖も、累進税率による課税を受けたる結果、資本の利廻りが、當時の市場に於ける最低利廻り以下になる場合には、資本は他に移動して、少くとも最低利廻りを得るまで生産は縮小せられ、生産物の價格は騰貴する筈であつて、租税は其限りに於て轉嫁し、大所得重課の目的は達し得ざることとなる。獲得所得に對する累進税は、資本に對する利廻りに従つて課税する超過利得税をもつてする外はない。

綜合課税による脱税が如何に多いか、而して其結果は形式上大所得に重課したるが如くであつて、實質に於て必しも其目的を達してゐない事は次の事實を見れば明瞭である。

現行所得税中第二種所得税及び第三種所得税に於ける配當所得額を見るに、昭和九年度第二種に於て一九、九五八千圓、第三種に於て二五三、八三二千圓、合計二七三、七九〇千圓となる。これを四割控除前の配當額に換算

すれば約四億四千萬圓となる。然るに主税局年報による昭和九年度配當所得は普通會社配當八一三、一三六千圓、同族會社配當二四七、八三二千圓、合計一、〇六〇、九六九千圓であるから、差引六億二千萬圓ばかりが脱税してゐる事になる。配當所得の如き記名式のものにして尙且つ之だけの脱税がある。社債等の無記名式證券所得、銀行預金利子等をも綜合課税せんとすれば、如何に脱税が多いかは想像に餘りがある。

收税官廳の検査、調査權能を擴大することによつて、脱税防止を計らうとの議論もあるだらうが、之によつて起る官民の摩擦には恐るべきものがあらう。

二、次に消費所得は消費の方向に従つて分類し、夫々異なる税率を以て最後の消費者を課税するやうにするのが理想である。例へば、消費所得を飲食消費、住居消費、被服消費、光熱消費、交通消費、奢侈消費と云ふ様に分類し、各種消費の伸縮性の大小に従ひ消費所得能力を課税することとするのである。然し此の事は恐らく實行上に非常なる困難を伴ふを以て、消費所得全體をとらへて累進的に課税し、更に所得税以外の賣上税等によつて此の差別課税を實行する外はあるまい。

源泉課税主義は租税遁脱を困難ならしめ、各種獲得所得を洩れなく捉へる上に最も有效な課税方法であるが、併し之を如何に徹底せしめても必ずや遺脱が起る。例へば營業者に非ざるものなす投機による所得の如きがそれである。同様のことは消費所得の課税に就ても謂ひ得る。而して獲得所得には比例税率を以て課税するの外ないが、其處に當然起るべき所得階級間の租税負擔不均衡を修正する方法として附加所得税 (Sur-tax) 課税の必要が起る。

此の附加所得税も現在多數の國に行はれて居るやうに、獲得所得に對するのではなく、消費所得に對して課税することが適當である。獲得所得に對する附加所得税としても、ルーマニアの營業及び職業所得課税に於て住居支出から總所得を推定する方法が採られる様に、源泉課税に於て此の推定主義が廣く採られれば割合に衡平に近い結果を得ることとなるが、更に源泉に於て捉へ得たものと綜合して算出した個人の總所得を課税するだけでは甚だ不充分である。源泉課税に洩れたものが茲でも矢張り洩れるからである。又貯蓄乃至投資せられた部分と消費せられた部分とを無差別に課税することは上述の所論によつて不適當なる事が明である。そこで此の如き缺陷を補ふ爲に、ベルギーでは新たに所得推定方法が附加所得税に於て採られることとなつた。一九二八年一月十二日の大藏省達は即ち之に關するものである。(Bulletin de la Banque Nationale de Belgique, 11, Feb. 1928.)

之に依れば、例へば住居の賃貸料、別荘、家庭使用人、自動車、馬車、快速艇、或は獵場の使用等と云ふ様な凡そ大所得の支出に屬すると觀らるべきものに標準を置き、それに依つて、例へば住居の賃借料であれば五乃至一五の消費係數を乗じて其の總所得を推算するものとされる。多額の不動産、美術品、骨董品の買入れなども保險證書と同様に、所得推定の外形指標とせられるのである。此の外形指標に依る所得推定方法は已に一九一九年の税制改革の時に、J. Ingenbleekの提唱に従つてベルギー議會に提案せられたことのあるものであつて、別に新しいものではないが、實施せられたものとしては、ベルギーの此の一九二八年改正が恐らく世界最初のものではないかと想はれる。ルーマニア、ギリシア等所得税の一部に之と同じ推定方法を採つたが、云ふ迄もなく、ベルギーに倣つたものである。

此の所得推定方法は、獲得所得税に於ては固より全部に互る必要はなく、唯各種工業所得權、水利權、地上權の如き不可見動産の所得や、營業所得、「庶業」所得或は投機所得の如く全く納稅者の申告によるの外なく、然も其の申告が多くの場合信憑し難いと云ふ所得部分に對して適用すれば宜しく、此の様な場合でも、申告所得を主とし推定所得を従とする行方を適當とするであらう。

獲得所得に於ける附加所得税の爲の所得推定は、原則として出来るだけ狭い範圍に及ぼさるべきものとするが、消費所得に於ける附加所得税の爲の消費所得の推定は殆ど全く外形指標に基く推定に俟つ外ないのである。已に一九一六年にモンベルトが、財産増價税の補充として消費所得税を提唱したことは人の知る所である。(F. Monbert, *Die Verbrauchseinkommensteuer für das Reich*, 1916)。それに依れば、一定の最低生活費に家族數を乗じた額を超過する消費所得に五千マルク以下二、二%より累進して十萬マルク以上六%に至る稅率を以て課税するもので、例へば家族三人、一萬八千マルクの所得ある者が、一萬マルクを消費し、八千マルクを貯蓄するとすれば、家族三人の最低消費額三千マルクを控除した殘額七千マルクを課税所得とし、之に二、二%の稅率を以て課税し、獲得所得額、家族數とも前と同じであるが、消費所得が一萬六千マルクに達するときは、課税所得額を一萬三千マルクとし、之に二、四%の稅率を以て課税するのである。此の場合消費所得總額を推計する方法として有價證券買入保有純増加額、貯蓄預金、銀行預金純増加額等、當該年度に於ける蓄積總額を申告又は帳簿検査に依り知ることが出来れば (Rischl, "Sparkasse", 1930; Wellenstein, "Ruhr und Rhein" 11, 12, 31.) 消費所得算出の上に一番確實で良いのであるが、之は個人の機密に可成り立入ることになるから、比較的獲得所得

の大小に伴れて伸縮する住居支出の如きを基準とし、之と類似の支出を斟酌して一定の係數を乗じ、消費所得を算出するが穩當であると謂へよう。

三、次に現在所得税體系の補充として採られる収益税體系を如何にすべきかの問題が残る。其處で現在の國税収益税を地方に移讓して家屋税と共に一の地方税體系を作らしめることが一案として考へられるのであるが、課税物件の分布から見て其の不結果は當然豫想せられるところであるから、之を國税として所得税を補充せしめた方が寧ろ適當である。併し唯存置せしめるのではない。収益を資本に還元したる資本價格を課税標準とする一の収益税に更め、依つて獲得所得税の補充税としての目的を達せしめると共に、勤勞所得と資産所得間の負擔權衡を得しむべきである。

収益税を右の如く國税として存置せしむることになれば、當然家屋税を府縣から國に移さねばなるまいが、同時に現在の市町村の戸數割は之を一の消費所得税に改めると同時に、國税消費所得税との權衡上思ひ切つて低いものとしなければなるまい。然るときは、之等は何れも地方税として重要な地位を占めるものであるから、之を補充すべき新財源が地方財政の爲に求められねばならぬが、之を如何にしたら良いか。

元來生産は統一的性格を持つたものであるに對して、消費は分離的性格を持つたものである。一は全體的性格を持つたものであるが、他は個別的性格を持つたものであると云ふことも出來よう。租税體系も此の生産と消費の性格に従つて、生産に對應する獲得所得税を國税とし、消費に對應する消費所得税を地方税とするのが、徵税技術の點から謂つても、國及び地方の政治機能から觀ても一應合理的である。此の意味からすると、イタリーの税制は

現在諸國の中で尤も合理的な國稅地方稅を通じての租稅體系を具へてゐるものと考へられる。

イタリーの租稅體系は、一九三一年六月議會に提出せられた財政調査會の稅制整理案を基本とし、中央地方を通じて根本的に革められ、之に依つて從來の地方消費稅は殆ど一掃せられたが、地方の獨立稅は一の消費所得稅體系とも云ふべきものに統一せられ、地方獨立稅は消費所得を課稅するといふ原則の下に國稅附加稅と並行せしめられることとなつたのである。簡單に之を記すと次のやうになる。(Il Testò Unico della Finanza Locale, 1931.)

地方獨立稅は、大體、(A)酒精飲料、食用肉類、チョコレート、チーズ、マカロニ類、瓦斯電熱、住宅建築材料等に對する消費稅、(B)所謂「住居稅」に相當する *Imposta sul valore locativo* —— 之は住居の賃貸價格に従つて占有者の負擔するものであるが、賃貸價格は賃貸契約によることもあるが、推定によることもある。家具附であるときに多く推定方法が用ひられる。二十歳以下の家族に就ては控除があり、農業労働者や家畜農産物貯藏の爲に家屋は免除せられる。一年を通じて空家であつたときも免除せられる。稅率は地方によつて異なるが、五%乃至九%の累進稅率が普通である——。(C)家族の實際所得、年齢、家族の數等に依る廣義の家族構成、社會的地位の如き財産の外形指標 (*"indizio"*) 等により、住居稅に對する一の補充稅として〇、五%乃至八%の累進稅に依り課稅せられる一の「家稅」(*Imposta di Famiglia*)、(D)財政區内に於て生ぜる固有の所得に對する一%乃至三%内外の低率の特別所得稅 (*Imposta di Ricchezza Mobile*)、(E)夫々の畜犬目的に依り區分せられたる各階級犬に對する畜犬稅——享樂の爲の畜犬には年一五〇リラを課稅せられるが、勞役目的の爲の畜犬には一五リラを課稅されるに過ぎない——。(F)受益稅 (*"contribuui migliori"*)、其の他自動車の座席數、重量等による運輸稅 (*Tassa di*

Circolazione) 等。

地方税體系を消費所得の課税を中心に立てるとしても、徴税技術、徴税费等の點から見て、地方に委されないものもあり、生産政策、文化政策の上から見て國に於て課税するを適當とするものが尠くない。砂糖、「酒」、麥酒、清涼飲料等の如きは、其の消費が時として奢侈的性質を持つてゐる點からも、其の消費が一般的な點からも、消費税の課税物件として適當ではあるが、之等は併し地方に於て課税することは不適當である。被服消費、交通消費課税に就ても同様のことが謂へるであらう。光熱消費、住居消費等は比較的地方に依る課税を可能とするものであるが、奢侈消費税の如き地方税として適當の如くであつて、其の實餘り適當でない。狩獵税、遊興税、溫泉税等は地方税としても其の租税目的は達せられるが、奢侈品販賣税の如きになると、地方税として不適當である。

四、結局消費税の主要なるものは國税として課税されるといふことになるのであるが、附加所得税の徴税が有效となるに従つて漸次、現在の物的課税方法による消費税は漸次之を輕減するを理想とする。蓋し現在の物的課税方法による消費税は所得に對する關係に於て逆進的に作用するからである。消費税収入は夫々の性質に従つて一部分地方に配分さるべきである。例へば最近新設せられた揮發油税の収入は國の道路費支出額と、地方の道路費支出額とに應じて、之を國と地方に按分し、地方に按分せらるべき總額は更に各地方の道路費支出額に應じて按分することとするのである。通行税の如きも、交通消費の全體の消費に於て占むる重要性から謂つても、他の消費負擔との權衡を圖る點から謂つても、復活されてよいものと思ふが、之なども地方財政調整基金に繰入れ、揮發

油稅收入に準じて地方に配分さるべきであらう。又酒稅の如きは、單に收入目的のみならず、文化政策上の目的を入れて課稅せられるものであるから、本稅の收入の一部は地方の教育費分擔基金として地方財政調整基金に繰入れらるべきであらう。

以上に依り國稅地方稅を通じての稅制整理案の要綱を次に述べる。

以下に於ける稅率、免稅點等はもとより極めて暫定的意義を有し、實際に於て修正さるべきものたるは云ふを俟たない。たゞ以上の立論のみでは如何にも抽象的に失するがために參考として掲げるに過ぎない。

二 國稅整理案

先づ直接國稅に就いて。

(一) 所得稅は現在の三種區分を廢し、普通所得稅と附加所得稅とに分つ、

(A) 普通所得稅は之を所得源泉の性質に従つて

- 一、不動産所得
- 二、貨幣資本所得
- 三、營業所得
- 四、被備所得
- 五、其他所得

現段階に於ける租稅體系

現段階に於ける租税體系

の五の基本部分に分け、不動産所得は

(イ) 土地所得

(ロ) 家屋所得

貨幣資本所得は

(イ) 國債所得

(ロ) 公、社債、産業債券、銀行預金、貸付信託所得

(ハ) 配當所得 (清算所得を含む)

營業所得は

(イ) 法人營業所得

(ロ) 個人營業所得

被傭所得は

(イ) 俸給、賃銀、賞與、給與所得

(ロ) 恩給年金所得

其の他所得は

(イ) 醫師、辯護士、著述業等所得

(ロ) 工業所有權等所得及び投機所得

等に再分類する。

税率は何れも源泉に於いて比例税を以て課税するのであるが、所得の種類によつて或程度の差等を附するのが適當であらう。小額の資産所得によつてのみ生活するものを救済し、併せて國家の資本政策又は國債政策に資する目的を以て、各所得を申告に基いて綜合し、勤勞所得、資産所得とも基本最低生活費五百圓の控除を受けることとする。

最低生活費は獨身の場合、夫婦の場合、子供ある場合、特別の被扶養者ある場合等に従つて増額せられるが、如何なる場合に於いても法定最低生活費の二倍を超ゆるを得ない。小所得に於ける勤勞所得を資産所得に對して優遇する目的を以て、勤勞所得の二〇%を控除し得ることとする。

又資産所得に於いて、國債保有額面價格合計二千圓、産業債券保有額面價格合計一千圓、貯蓄預金合計現在額三千圓迄は其の利子所得を免稅する。

然し資産所得、勤勞所得に於ける控除額及び免稅額の合計は如何なる場合にも一千二百圓を超過し得ざるものとする。

茲で最低生活費五百圓としたのは、もとより暫定的であるが、之は低きに失するといふ非難が豫想せられる。直系家族のみならず、日本固有の社會制度に規つて親戚知友等に對する特別の救護支出をも控除せらるるものとするのであるから、多くの場合法定最高額までの人的控除を受け得ると考へられるし、物的控除も資本價格六千圓迄を法定物件に付き認むるのであるから、貯蓄を心掛くる小所得者は事實上現行法に於けるよりも高い免稅利

益を受け得る結果となる。又本案では戸數割の徹底的輕減、地方附加税の廢止、雜種税の半減、國税消費税の輕減を考慮して居るのであるから、現行制度に比し、大衆課税となる懸念は少い。

營業所得は、個人の營業所得に於いて五百圓の控除を認め、法人と區別する。申告により課税するを原則とするが、申告が相當でないときは、外形標準に依り純所得を推定する。但し營業の種類により外形標準の選擇を異にする。例へば、商業に於いては營業場の賃貸價格其他を基準とするが、工業に於いては機械設備の賃貸價格を基準とするが如きである。

醫師、辯護士等現行法に於いて所謂庶業所得は、申告に基き課税所得を査定するが、申告所得が住居の賃貸價格等に依り推定したる所得より低きときは、推定所得により課税する。

地上權、工業所有權等の財産權所得は、申告と帳簿とに基き夫々の財産權價格を推定し、之に適當なる利率を乘じて課税所得を算定する。

普通所得税は源泉に於いて課税し、更に綜合して人的事情を斟酌することとする爲に、イギリスの如く戻税制度を設くるを適當とするが、戻税總額を收納税總額の幾何と見るかは相當問題である。現行所得税に於ける控除總額は所得金總額に對し大體七・三八%乃至九・一三%を往來して居り、イギリスの拂戻總額は收納税總額の一六%乃至一九%を前後して居る。本整理案では控除規定を複雑にせる故、戻税額は現行控除額よりも其の率に於て高かるべく、大體イギリスの場合と彼此斟酌して一二%内外と推定するが穩當であらう。

(B)次に附加所得税は

(イ) 課税最低額を二千圓とし

(ロ) 課税所得は、外形指標に依る住居費支出を基本消費所得とし、別に別荘、自動車、家事使用人、ピアノ等納税者の消費推定の根據となる物件の數及び價格を斟酌したる消費支出を加算したるものに五乃至二五の消費係數を乗じて算定する。

附加所得税は個人にのみ課税する。法人には消費支出がないからである。

人的關係は、已に普通所得税に於いて考慮せられ之は茲にてはなさず。

(ハ) 税率は五%乃至七〇%の超過額累進とし

(ニ) 所得區分は、二千圓乃至五千圓は五百圓超過とし、五千圓乃至一萬圓は一千圓超過、一萬圓乃至十萬圓は一萬圓超過、十萬圓乃至五十萬圓は十萬圓超過、五十萬圓に至つて累進を停止するものとする

が、税率は消費所得税本來の目的からして、中間消費所得に對する税率を比較的軽くし、大消費所得に對する税率を險しくすべきである。之獲得所得に對する峻峻な累進課税は、個人のインシアチヴを萎縮せしめ、其の蓄積活動を遂に停止せしむるに至るが、消費所得に對する峻峻な累進課税は過度の消費支出に對する刑罰的意味を持ち、却つて蓄積活動を益々促進するに至るからである。

(三) 相續税は、臨時増徴法による税率を一應据を置いて良いと考へるが、國債政策上困難ありと考へられるときは、國債の額面價格を以て相續税を納付せしむるものとしてもよい。又相續税は不動産については物納制が考慮せられなければならない。

三千圓以上の生命保険金を相続財産に加算し、相続税法施行地外に有る財産に對しても課税さるべしとする前内閣の相続税改正案は採用さるべきである。

家督相続税及遺産相続税の外に贈與税を新設すべきであると考えらるるが、或は之が代案として登録税を引上げべきである。即ち登録税中

一、遺言、贈與其他無償名義に依る所得權の取得に對する現行税率千分の四十五及び二十五を、夫々百分の三十及び百分の十程度に

二、法人の登記も、現在の千分の五より引上ぐることをするのである。

(三)現行臨時利得税は昭和十二年を以て其の實施期限を満了するのであるが、現行所得税法による法人超過利得税を廢し、之と臨時利得税とを兼ねた獨立の超過利得税を創設する。

法人超過利得税と臨時利得税とは固より其の性質を異にする。前者は法人資本に對する法人の超過所得課税であり、後者は昭和六年十二月三十一日以前三ヶ年の平均年を基準年度とする超過利得税である。法人超過利得税は、法人を獨立人格と見做し、個人所得税と權衡を得しむる目的を以て設定せられたものと考へられるが、獨占法人に對する課税だとも考へられる。が、それだとすると別に法人組織をとらぬ個人的獨占と區別する必要がない。一般に獨占所得を特別に課税しても、それが最低利潤を侵かすものでないから轉嫁も起らず、又企業活動を抑制する懸念もない。のみならず獲得所得に對する普通所得税を補充する上にも獨占所得に對する特別税を新設することが望ましい。

そこで本税に於いて先づ問題となるのは平準所得を如何にして決定するかといふことである。後述する如く、會社年鑑等によつて見るに、運用資本總額に對し五%以下の收益率を示すものは全體の八〇%以上に及ぶ。よつて此處では運用總資本額に對する五%の収益を以て普通収益と見做し、普通収益を超過する利得に對し一〇%、一五%及び二〇%の階段比例税を課税することとする。免稅所得に對し個人營業と法人營業とを區別するが、税率については別段差別をつけない。その他の細目規定は現行臨時利得税に從ふ。

(四) 収益税體系は之を

A、不動産収益税

B、營業収益税、鑛業税

C、資本収益税

の三に整理する。

不動産収益税は、土地、家屋の外に不動産上の権利をも含む。原則として純収益を資本に還元したる價格をもつて課税價格とする。不動産上の権利の算定は大體相續税法の計算に從ふ。課税價格の微細なるもの、及び農山漁村の自己所有の家屋にして、課税價格五百圓以下のものに就いては宥恕すべきものとする。

不動産収益税及び資本収益税の二重課税を避ける爲めに營業収益税より、已に支拂たる如上二税を控除するものとする。

資本収益税の税率は超過累進とし、左記區分に依る。

現段階に於ける租税體系

現段階に於ける租税體系

四七四

課税價格	税率
二萬圓以下	萬分の四
二萬圓を越ゆる超過額	同 四・五
三萬圓を越ゆる超過額	同 五
五萬圓を越ゆる超過額	萬分の五・五
十萬圓を越ゆる超過額	同 六
二十萬圓を越ゆる超過額	同 六・五
五十萬圓を越ゆる超過額	同 七
百萬圓を越ゆる超過額	同 七・五
二百萬圓を越ゆる超過額	同 八
五百萬圓を越ゆる超過額	同 八・五
千萬圓を越ゆる超過額	同 九
二千萬圓を越ゆる超過額	同 九・五
五千萬圓を越ゆる超過額	同 一〇

不動産収益税の最低税率は二萬圓以下萬分の二とし、營業収益税は同じく萬分の三とす。税率の累進、課税價格の區分は右資本収益税に準ずる。

此の結果として現行の、一、資本利子税及び臨時租税増徴法により新設されたる、二、法人資本税の二は之を廢止する。

(五)取引所取引税、有價証券移轉税、印紙税等は大體臨時租税増徴法によるものを据置く。(以上税率は未定稿)

(六)消費所得に對する補完的國税として

A、奢侈品販賣税

B、切符税

C、ラヂオ税

D、電氣瓦斯税

を創設する。蓋し附加所得税が住居支出に重きを置く結果として、住居支出を節約して他の支出に赴くものに課税するためである。

奢侈品販賣税は、備付用家具、家庭用電氣瓦斯器具、樂器、時計、裝飾品、乗用自動車、スポーツ用具等特定商品に對し、五%の從價税を課税し、課税は最後の引取の際印紙貼布により爲す。

切符税は興業、交通業、各種演藝會等により發行せられる各種の切符に對し課税するものであるが、興業、演藝會等の發行する切符は從價の一〇%とし、汽車、汽船、飛行機等の發行する切符は哩數及び等級による階段税とす。例へば、五十哩迄三等一錢、二等五錢、一等十錢とするが如し。均一制をとる短距離の市街地軌道交通は課税せざるものとする。

自動車交通はガソリン税により補充する。ラヂオ税はラヂオ徴收料の二〇%とす。電氣、瓦斯販賣税は、營業用にあらざる電氣瓦斯の供給に對し従量税を課税する。

次に以上の改革案に於ける稅收豫測の概算並に計算基礎を示すが、官廳に於ける調査、資料等の便宜を缺くものとして極めて粗雜なる一應の推算に止まることを特に附記して置く。

三 稅收豫測並に其計算基礎

整理案による國稅、地方稅の見積は次の如くなる。

一、國 稅

普通所得稅	五五、七五二、〇七圓
附加所得稅	一八、八六六、六〇圓
超過利得稅	一〇三、四九、五〇七圓
資本稅	五、二五、五二圓

内 譯

不動産資本稅	三、七九、八〇八圓
動產資本稅	三〇、三九、一六〇圓
營業資本稅	一三、一〇六、六三圓

(現行資本利子稅、臨時利得稅は廢止)

遊興支出税

五、二六、七五圓

切符税

三、九七、〇〇〇圓

交通税

四、〇二、三九八圓

以上新設税合計

九、九、二九、八七八圓

臨時租税増徴法に依る租税の中税率の變更なく存続せらるるもの

相續税

三、四七五、〇〇〇圓

鑛産税

三、〇一七、〇〇〇圓

取引所税

一、九、二七九、〇〇〇圓

外貨債特別税

三、七五三、〇〇〇圓

揮發油税

一、四、九三三、〇〇〇圓

有價証券移轉税

六、〇八〇、〇〇〇圓

關稅

一、八三、二八三、〇〇〇圓

以上合計

三六三、八四〇、〇〇〇圓

現行税中其の税率を平均一〇%輕減して存続せしめらるるもの

酒税

一、九七、三三六、九二〇圓

清涼飲料税

三、一四八、〇五八圓

現段階に於ける租税體系

之等は何れも消費(附加)所得税の補充なると同時に他の消費所得税との權衡を得る爲に新設す。

現段階に於ける租税體系

四七八

砂糖消費税

六七、五三、六六圓

織物消費税

三三、三二、六六圓

合 計

一〇〇、〇九〇、二二〇圓

現行税を其の儘存続するもの

釧 区 税

三、二五、四三圓

總 計

一、五三、七四、三六圓

右の中附加所得税、遊興費支出税、切符税、交通税、酒税、清涼飲料税、砂糖消費税及び織物消費税等の税収入夫々二分の一、都合

三〇七、〇〇三、四二圓

を地方財政調整交附基金に繰入るものとす。

従つて國税の國庫純收入額は

一、二六、七〇、八六圓

となる。之を臨時租税増徴法に依る國税収入見積額

一、二七、六七、〇〇〇圓

に比べて

七九、〇三、八六圓

の増収となる。

二、地方税

地方財政調整交付金により地方税中整理せらるべきものは、

(イ) 家屋税及同附加税

一〇〇、九六六、五七二圓

(ロ) 所得税附加税

四〇、六三八、三三三圓

合計

一四一、五九四、八四四圓

を全廢し、

(ハ) 雜種税及同附加税

一〇三、三三八、八六八圓

(ニ) 戸數割

一三〇、一三六、五三三圓

合計

三三三、三三三、三三三圓

(戸數割は出來得べくんば、住居税の趣旨によつて課税する)

を半減し此の金額

一六、六七、六五五圓

都合差引交附基金殘額

四八、七三〇、九七三圓

は、地方公債操作基金として中央に於いて之を處理運用するものとする。

國稅收益稅改正により、地租附加稅、營業收益稅附加稅、地方稅營業稅及び特別地稅及び同附加稅は之を一先づ全廢し、國稅資本稅の免稅點以下の不動産資本動産資本及び營業資本の夫々につき、道府縣に於いては最低課

税額一千圓、市町村に於いては最低課税額三百圓とし、税率を二%乃至一〇%の範囲にて課税するものとする。
次に新設税収入額見積の計算の基礎を明かにする。

三、整理案に依る税収見積計算

A、普通所得税

(一)土地及家屋所有所得

(イ)昭和十年一月一日現在

有租地賃貸價格總計

一、七四、七三、一〇三圓

内宅地賃貸價格

六五七、二八五、四七九圓

差引

一、〇七、四四七、六三三圓

右は換言すれば非市街地賃貸價格といふに同じ。

(ロ)現行第三種所得に於ける不動産所得金額

五七、二八四、四八三圓

内貸宅地及貸家所得

三三三、一三五、三〇九圓

差引

一七五、一五九、一七四圓

(ハ)(イ)と(ロ)とに依る比率

一六%

は非市街地の賃貸價格と所得との比率である。依つて此の比率を宅地賃貸價格に乗すれば、

(三) 貸宅地所得 一五、一三、六〇〇圓

之を(ロ)の「貸宅地及貸家所得」より控除して

(ホ) 貸家所得 二七、九九、七九圓

を得。貸家所得を非市街地に於ける賃貸價格と所得との比率にて還元すれば、

(ハ) 家屋賃貸價格 一、六七、七八、二八圓

を得る。之に對する道府縣家屋稅本稅及び同附加稅(家屋割を含むも戸數割を含めず)合計額一〇一、四〇七、六八六圓の比率六・三%によつて觀れば、此の推定額は略ぼ正鵠を得たるものといふことが出來よう。

右により、土地賃貸價格と家屋賃貸價格との合計額は

三、四〇九、四七一、二八四圓

となる。處で昭和八年度耕地面積五、九七八、九四〇ヘクタール中、自作三、一五九、三五四ヘクタール、小作二、八一九、五八六ヘクタールで、其の割合は大體一〇・九となつてゐる。市制地宅地及び市制地家屋中二〇%は自己居住用の宅地及び家屋、非市制地の宅地及び家屋中六〇%は農家宅地及び農業戸數と見積り、之等の諸條件を考慮して控除總額を總賃貸價格の六〇%とすれば、差引賃貸價格は

一、三三三、七六八、五二四圓

となり、所得額の賃貸價格に對する見積割合を、土地に於て七〇%、家屋に於て六〇%、平均六五%と踏めば、土地及び家屋の所有所得は

八七、九六三、五四圓

となる。之を現行所得税に於ける第三種所得中不動産所得に比べると、三三二一、六七八、〇五一圓の増加となるが、臨時財政經濟調査會調査の不動産所得金額九六四、一五三、〇〇〇圓と比べると、八四、一九〇、四六六圓減となる。

此計算は特に粗雑な推算の上に立つてゐるが、農業所得は形式的に一應計算から除外せられてゐるのであるから、此計算は先づ過大ではなからう。

(二) 資 本 所 得

先づ預金、貸付金及び非營業貸付金を推計する。昭和十一年四月末現在。

(イ) 普通銀行預金

九、九九、一五三圓

貯蓄銀行預金

二、二三、一五三圓

(内課税免除推定額七〇四、三五一千圓)

右の外個人貸付金、無盡等を推計加算して課税金額を算出すれば、

(ロ) 總 計

一三、二三、三四八圓

平均利率三分三厘とすれば、

(ハ) 支拂利子總計

三九、七〇七、四四圓

を得る。

次ぎに、公社債債券の利子所得を推定する。

昭和十一年十月末現在

(イ)内債合計

一六、四九、八〇千圓

外債合計

一、八三、〇八千圓

總計

一八、三三、八九千圓

平均利率三・八%とすれば、

(ロ)支拂利子總計

六九七、〇三〇、〇四八圓

(イ)と(ロ)とにより

資本金子合計

一、〇九、七七一、五三圓

右より昭和九年度資本金子非課税の分

合計

二〇五、一三六、三三圓

を差引けば、

課税資本金子支拂金額合計

八九、六二、四二圓

となる。産業債券利子は本案に於いては原則として課税するものとする。

次ぎに配當所得を推計する。

現段階に於ける租税體系

昭和十一年の株式の全國時價總額

(イ)最低價格(四月平均)

三〇、六一百萬圓

最高價格(十月平均)

三三、〇四百萬圓

平均時價總額

三、四二七百萬圓

昭和十一年九月を基準とする株式利廻平均

(ロ)平均利廻

五・七%

(イ)と(ロ)とにより配當額を推算すれば、

(ハ)配當總額

一、二〇九、七七一、一〇〇圓

之を會社、普通銀行、貯蓄銀行、信託、擔保付社債信託及び無盡の拂込資本金及び積立金合計額

(ニ)拂込資本金及び積立金

三〇、三六八、六六千圓

との比率に於いて見るも正鵠を得たるもの如し。

以上により資本所得を總計すると

(イ)預金貸付金利子所得

三九、七〇七、四八圓

(ロ)公社債債券利子所得

六九七、〇三〇、〇四八圓

(ハ)(イ)(ロ)より非課税利子を差引たる利子所得

八九二、六二一、四二圓

(ニ) 配 當 所 得 一、二〇九、七六七、一〇〇圓

(ホ) 總 計 二、〇九、三七六、五二一圓

となる。

配當所得は會社所得として一度課税せられ、更に株主に支拂はれる際源泉に於て課税せられる點を考慮して、現行臨時増徴案に於ける如く、例へば二割を控除する等を適當とするであらう。

(三) 次ぎに營業所得を推計する。

營業收益税による昭和九年度法人營業收益 五三、〇六、七五圓

之に對して第一種所得に於ける差引法人所得金額は

六二、五三、三三圓

である。處が、主税局年報による昭和九年十二月末現在の配當額は

普通會社配當 八三、一三六、七五圓

同族會社配當 三二七、八三、三六圓

合 計 一、〇六、九六、一八圓

となり、配當合計額は法人の純益金より多いこととなる。

後掲表の示す如く法人の留保所得と配當合計額との割合は略ぼ二對一の割合となつていのであるから、主税局統計による法人營業純収益は 一、五九、四三三、七三六圓

現段階に於ける租税體系

とならねば理論上辻褃が合はない。

之を基礎に、前示の法人拂込資本金及積立金總計

三〇、三六、六六千圓

に對する収益率を推計すれば

七・八%

を得る。此の収益率を法人營業収益稅率三・四%、個人營業収益稅平均稅率二・四%の割合に換算して、個人營業の収益率を求むれば、

五・五%

となる。今、法人拂込資本金及び積立金總計に對する昭和九年度法人營業純益金九三二、〇一六千圓の割合を、個人營業稅率と法人營業稅率との割合に換算し、之により個人營業純益金八八六、一五四、六二五圓より個人營業運用資本を推計すれば、

三、三九、八六千圓

となる。之に前の五・五%を乗すれば、修正法人營業所得に對應する個人營業所得を得ることが出来る。依つて營業所得合計額は、

(イ) 法人營業所得

一、五二、四三、七六圓

(ロ) 個人營業所得

一、三三、五七、一〇圓

(ハ) 合 計

二、八七、〇三、九六圓

となる。

(四) 次ぎに勤勞所得であるが、現行所得稅による第三種所得中、勤勞所得は左の通りである。

(イ)俸給、給料、歳費 四二、七三、九七圓

(ロ)賞 與 一六〇、九〇、八四八圓

(ハ)諸 給 與 六〇、三七〇、五三圓

(ニ)合 計 六六三〇、五五、二四八圓

整理案による普通所得税に於いて免税點は著しく引下げられるが、浪費抑制、蓄積促進の見地から控除條件が複雑になつてゐるばかりでなく、控除額は多くせられるから、結局勤勞所得に於ける有效課税所得は大差を生ずることはない。現在の勤勞課税所得に三〇%を加算せる

八六、九二、八三圓

を課税所得と見積れば適當であらう。

(五)最後に自由業所得と無體動産(相續税法にいふところのものと同じ)所得であるが、之に該當する所得は、現

行法第三種所得中 一三〇、一六、四九一圓

となつてゐる。勤勞所得と同じく餘り動かないけれども、所得を住居、自動車、家庭使用人等により五乃至一五の係數を乗じて推算するものとするから、全體として約五〇%方増加するものと見て宜い。従つて

自由業及び無體動産所得 一八〇、二五、七六圓

となる。

以上によつて所得を總計すれば、

現段階に於ける租税體系

(1) 土地及家屋所有所得

八七、九三、三三四圓

(2) 資本所得

二、〇九、三七、五一圓

(3) 營業所得

二、八四、〇三、九一六圓

(4) 被傭所得

八六、九七、八三圓

(5) 自由業及無體動産所得

一八〇、三七、七三六圓

總計

六、八五、六二、五九圓

今基本税率を一五%、免稅額及び控除額を差引きたる殘留所得の中最初の五百圓に對する輕減税率を基本税率の三分の一、即ち五%、而して課稅總所得額に對する有效税率を八・五%として普通所得稅の稅收入額を見積れば

五八六、二七、三〇圓

となる。これより一二%の拂戻をなすとすれば、普通所得稅の實收額は

五二五、七三、〇七圓

となり、臨時増徴法による所得稅收入見積額に比し約八千四百萬圓の増收となる。

B、附加所得稅

昭和九年の國民所得を内閣統計局の推計に依つて 一二、三二七、二五、千圓

とする。國民の貯蓄率は、國民の消費生活に對する態度により著しく年代によつて相違し、甚しきは貯蓄の國民所得に對する比率七%といふ低率の時もあり、反對に二五%といふ高率に達する時もある。今國民の平均貯

蓄率を一五%とすれば、貯蓄額は

一、六七〇、〇七三圓

となり、従つて消費所得額は

九、五〇、〇三三圓

となる。前掲所得税見積中推計せるところに従へば、昭和九年度家屋賃貸價格の總額は

一、六七、七四八、二二圓

であるが、後掲表の示すやうに家計支出に於ける住居費支出の占むる割合が、蓄積を家計支出に含めるとき一五%となり、然らざるときは一八%となる事實から推すと右の消費所得總額の推計は略ぼ正鵠を得たるものとなる。

今町村税戸數割賦課を受ける戸數を七一八萬と概算し、一戸當り最低消費額を年一千二百圓とすれば、控除

總額

八、六二六萬圓

となり、従つて課税消費所得純額は

九四、〇三三圓

となる。つまり此の金額は普通の消費支出を超過する浪費支出(Aufwand)に相當するのである。之に一〇%乃至五〇%の超過額累進税を課税するのであるが、課税額は住居、別荘、自動車、家庭用人等の外形標準により査定すること已述の通りである。此の平均税率二〇%として稅收額を見積れば一八八、八一六、六〇〇圓となる。

本税は本税の補充税として新設する遊興消費支出税と共に地方財政調整交付基金に繰入れ、家屋税本税、附加税及び戸數割輕減による地方財政收入減を補充するものとする。

C、超過利得税

現行の法人超過利得税は所得税改正によつて當然消滅するが、尙臨時利得税を撤廢し、之に代るものとして新に超過利得税を創設する。

已に推計せる處により

法人運用資本

三〇、三六八、六六千圓

個人運用資本

三三、三二九、八五千圓

合計

四三、六八八、五四千圓

となる。會社年鑑等によつて觀れば、運用資本總額に對し五%以下の収益率を示すもの全體の八〇%に及ぶ。今平均収益率を五%として全収益額を計算すれば

(イ) 普通利得

二、一八四、四三七、三〇圓

となる。然るに營業所得は普通所得税に於いて推計せるところに従へば

二、八七四、〇三三、九六圓

であるから、これより(イ)を控除せる額

六八九、五八六、七六圓

は超過利得と見ることが出来る。普通利益率をもつて算出せる普通利得を控除せる超過利得に一〇%、一五%、二〇%の階段比例税を課税するとすれば、稅收見積額

一〇三、四三九、五〇七圓

を得る。

D、遊興費支出税

昭和八年度

(イ)貸座敷營業者

一〇、二八一

娼 妓

四九、三〇三

貸座敷雇人

二七、二〇七

(ロ)一ヶ年貸座敷遊遊客數

二四、九三、五〇四人

遊興消費額推定

二四九、三五、〇四〇圓

(ハ)藝妓置屋

三〇、九四九

藝 妓

七四、二〇〇人

飲 食 店

一五九、三四〇

酌 婦

八五、五九〇人

料 理 屋

六三、〇八四

待 合 茶 屋

四、〇三二

(ニ)遊興營業場總數

二五七、六八五

藝娼妓酌婦等總數

三三六、二九八人

(ホ)旅 人 宿

四九、五五三

段段階に於ける租税體系

觀物場
 常設
 臨時
 二、五〇四
 五九

觀覽人員推計
 四、五〇四千人

觀覽料推計
 四、五〇四千圓

遊戯場
 二六、〇三三

觀覽人員推計
 二四、三九七千人

觀覽料推計
 二、四三九千圓

(ロ)昭和八年度觀覽料總計
 二七、三三三千圓

之に二%を加算して

(ハ)昭和十一年度觀覽料推計
 一六、七七千圓

階段税とし平均税率一〇%とすれば稅收見積額
 一六、四三三千圓

之に馬券賣上稅推計
 六、五〇千圓

を加算して

切符稅見積總額
 三三、九七三千圓

を得る。本稅も附加所得稅補充稅であるから、この稅收は地方財政交付基金に繰入るべきものとする。
 以上三稅繰入による地方財政交付基金は、

(イ)附加所得稅
 一八八、八二六、六〇〇圓

(ロ)遊興消費支出稅
 五、一三六、七五〇圓

(ハ)切符稅
 三三、九七三、〇〇〇圓

現段階に於ける租稅體系

合 計

三六九、九五、三五圓

F、資 本 税

現在の収益税を更めて、(一)不動産資本税、(二)動産資本税及び(三)營業資本税の三とする。

(一)不動産資本税

昭和十年一月一日現在の土地賃貸價格

一、七四、七三、一〇三圓

普通所得税に於いて推定せる家屋賃貸價格

一、六四、七八、一八圓

右合計金額は

三、四〇、四七、二八四圓

となる。今此の賃貸價格總額を三%の利率にて還元すれば、不動産資本の推定總額は

一三、六四九、〇四三、八〇〇圓

となる。

税率を萬分の一乃至萬分の十の累進税とし、最低課税資本額を一萬圓として課税すれば

不動産資本税収入見積額

三三、七九、八〇八圓

となる。

(二)動産資本税

普通所得税に於いて算出せる

(イ)會社、銀行、信託、無盡等の拂込資本及び積立金合計

二〇、三六八、六六千圓

(ロ) 預金、貸付金、貸付信託等合計

一三、五四七、六三千圓

(ハ) 公社債債券等合計

一六、八〇六、六〇千圓

(ニ) 合 計

五〇、七三三、九〇千圓

稅率を萬分の一乃至萬分の十とし、最低課稅資本額を一萬圓として

動産資本稅見積收入額

三〇、三八九、一六〇圓

となる。

(三) 營業資本稅

普通所得稅に於いて算出せる

(イ) 法人營業運用資本

三〇、三六八、六六千圓

(ロ) 個人營業運用資本

三、三二九、八五千圓

合 計

三三、六八八、五四千圓

稅率を法人個人共萬分の一乃至萬分の十とし、最低課稅資本額を一萬圓とすれば營業資本稅見積額

一三、一〇六、五三圓

となり、資本稅見積總額

五、一三五、三二圓

G、交 通 稅

現段階に於ける租稅體系

本税は他の消費支出と權衡を得せしむる目的を以て新設するものであるが、大體その課税方法は舊税に準ずる。但し乗車船税基本税率は五〇哩未満二錢(三等)、二十錢(二等)、五十錢(一等)とし、階段税とする。

昭和八年度

鐵道乗客人員總數

八四二、三五、五六人

推定 稅 收 額

三四、八三、〇六圓

電氣軌道乗客人員總數

一、五〇一、六九、三九人

稅 收 見 積 額

一七、九四、八〇圓

汽船乗客總數

四、一九、三四〇人

稅 收 見 積 額

一、三四、五四圓

従つて稅收見積額合計

四、〇二、三九圓

を得べし。尙電氣軌道は市街地軌道につき一錢とし、馬車、人力軌道は免税とする。

本税は消費支出の權衡上課税するものであれば、他の適當消費支出の輕減に充當すべきものとする。織物消費税、麥酒税、清涼飲料税、清酒造石税等は従つて一〇%方輕減せらるるであらう。